

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉情報システム 母子父子寡婦福祉資金・父子家庭児童福祉資金貸付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの母子父子寡婦福祉資金・父子家庭児童福祉資金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和3年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付・父子家庭児童福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子父子寡婦福祉資金貸付の申請・変更、神戸市父子家庭児童福祉資金貸付要綱に基づく父子家庭児童福祉資金貸付の変更を受け付け、貸付・変更決定および償還に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 本人確認事務 (1)借受人の個人番号確認と身元(実存)確認 ・母子父子寡婦福祉資金貸付の申請および変更、父子家庭児童福祉資金貸付の変更を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤システム(庁内連携システム)、統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子父子寡婦・父子家庭児童福祉資金台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【母子父子寡婦福祉資金貸付】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(43項) 【父子家庭児童福祉資金貸付】 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号)第4条 別表第1第5項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(26、30、87項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(63項) ※父子家庭児童福祉資金貸付に関する事務については、情報連携を実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:こども家庭局家庭支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号:078-322-0249

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

